

会費納入規程

(総則)

第1条 公益社団法人宮城県放射線技師会(以下「本会」という。)の会費は、定款第7条に基づきこの規程により行う。

(会費)

第2条 正会員の年額は、10,000円とする。

2 正会員の新入会員の初年度会費は3,000円、再入会会員の初年度会費は10,000円とする。

3 賛助会員の年額は、20,000円とする。

4 正会員のうち、当該年度に65歳に達する者の年額は、5,000円とする。

(納入期限)

第3条 会費の納入期限は、当該年度の9月30日とする。ただし、新入会員及び再入会員はこの限りでない。

(会費の免除)

第4条 名誉会員は会費を納めることは要しない。

2 70歳以上の正会員は、申請により会費免除の取扱いを受けることができる。

3 正会員で療養のため1年以上離職したものは、申請により会費の免除の取扱いを受けることができる。

4 正会員は、前項の定めるもののほか、出産・育児・介護等により長期休業(概ね1年)する場合は、申請により会費の免除の取扱いを受けることができる。

5 正会員は、災害により甚大な被害を受けた場合は、申請により会費の免除の取扱いを受けることができる。

6 前2項から5項の会費免除については、理事会の承認を必要とする。

(免除申請)

第5条 前条第2項の規定に基づき会費免除の取扱いを受けようとするものは、会費免除申請書(第1号様式)と年齢を証明する公的証明書のコピーを添えて、本会に申請する。

2 前条第3項の規定に基づき会費免除の取扱いを受けようとするものは、会費免除申請書(第1号様式)と1年以上療養したことを証明する証明書を添えて、本会に申請する。

3 前条第4項及び第5項の規定に基づき会費免除の取扱いを受けようとするものは、会費免除申請書(第1号様式)と休職を証明する証明書のコピーを添えて、本会に申請する。

4 前条第5項の規定に基づき会費免除の取扱いを受けようとするものは、会費免除申請書(第1号様式)と被害等を証明する公的証明書のコピーを添えて、本会に申請する。

(期間)

第6条 会費免除の期間は各項に準じて行う。

2 本規定第4条第3項に基づく会費の免除は3年を超えないものとする。

3 本規定第4条第5項に基づく災害による被災の場合は、災害の程度によって免除期間を理事会

が決定するものとする。

4 その他の理由による減免の期間は、1年を基準として更新することができる。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

令和3年1月23日一部改正